

暮らしに役立つ情報をお届けします！



# つべつ インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 14-1番窓口  
☎ 77-8374 FAX 76-2976

## お知らせ



令和8年度『功労者・善行者及び文化・スポーツ賞』の推薦について

町と教育委員会では、町の発展や振興に貢献し、その推進に寄与された方や、文化活動やスポーツ活動で顕著な功績を残された個人と団体に対し、毎年表彰を行っています。  
地域への奉仕活動など、善行を長年にわたり行っている方がいましたら、町へ推薦してください。

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約(予約を含む)締結日から10日以内、譲受人(権利取得者)は土地の利用目的および取引価格等を土地の所在する市町村に届出する必要があります。

### 届出書類

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・委任状(届出が代理人の場合)

### 届出部数

各1部(添付書類含む)

### 留意事項

津別町における「一定面積以上」の土地とは、1万平方メートル以上の土地をいいます。なお、取得する面積の合計が一定面積以上となる一団の土地の一部を取得する場合にも、届出が必要です。

また、文化並びにスポーツの発展に貢献した方、顕著な功績を収めた個人と団体については、教育委員会に推薦してください。

### 表彰の種類

- ・功労表彰(自治・消防・産業開発・社会福祉・教育文化)
- ・善行表彰
- ・文化賞・文化奨励賞
- ・スポーツ賞・スポーツ奨励賞

### 推薦締切日

8月6日(木)

### 推薦先・問い合わせ先

【功労表彰、善行表彰】

庶務係 26番窓口

☎ 77-8371

【文化賞・文化奨励賞、スポーツ賞・スポーツ奨励賞】

社会教育係(中央公民館)

☎ 76-2713

## 税金の納付について

7月は「固定資産税」「国民健康保険税」後期高齢者医療保険料「第2期の納付月です。納期限は令和8年7月31日(金)です。

口座振替をご利用の方は、引落口座の残高の確認をお願いいたします。

### 問い合わせ先

【税金の納付】

税務収納係 10番窓口

☎ 77-8376

## 町税の納税通知書は届いていますか

6月中旬までに令和8年度分の納税通知書(町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の発送をすべて終えています。

昨年まで納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたらお気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

税務収納係 10番窓口

☎ 77-8376

## 議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。町ホームページにアクセスしてご覧ください。

ホームページ  
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/choseijoho/subetsuugikai/1984.html>

### 問い合わせ先

議会事務局

☎ 77-8393

## 消費生活出前講座のご案内

津別町では消費者被害の未然防止と消費生活に関する知識を深めていただくため、出前講座を無料で実施しています。訪問販売や電話勧誘近年増加している国際電話による詐欺電話、点検商法等さまざまな方法であなたの財産を狙っています。美幌消費生活センターで日頃から業務にあたる専門の資格を持った相談員がご希望の場所で開催できますので、安心・安全な暮らしのためにお気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ・申し込み先

商工観光係 19番窓口

☎ 77-8388



## 交通安全情報

住民環境係 12番窓口  
☎ 77-8377

### 夏の全国交通安全運動が始まります

季節は夏へと移り変わり、家族や友達との旅行、一人旅など、車を使って遠出する機会が増えるかと思えます。

長時間の運転はドライバーの判断能力を鈍らせ、居眠り運転につながります。最低でも2時間置きに休憩を取り、安全運転を心がけましょう。また、7月13日(月)から22日(水)まで「夏の全国交通安全運動」が実施されます。町内においても、交番や交通指導員さんなどの協力を得て、様々な啓発活動を展開していきます。町民の皆さまには、交通量が増えてくるこの時期からは、特に日頃よりも注意を向けて、運転や歩行を心がけていただければと思います。

### 地域安全 NEWS

## 少年の非行・犯罪被害防止！

考えて 大切な 自分の未来

**万引きは犯罪！**  
万引きをするほか、見張りや命令も犯罪です。盗んだ物を買うことや、もらうことも犯罪です

**お酒やたばこは20歳から！**  
20歳未満の飲酒や喫煙は、心身への悪影響が大きく、禁止されています。お酒やたばこを勧められてもきっぱりと断る！

**大麻は脳に影響を与える違法な薬物です！**  
「身体に影響がない」などの間違った情報に流されず、正しい知識を持ちましょう。断りづらいときは、その場から離れましょう。

**SNSの利用に要注意！**  
SNSの利用をきっかけとした犯罪被害が増えています。SNSで知り合った人が「会いたい、写真が欲しい」等と言ってきた時は、家族やまわりの大人に相談しましょう。SNSなどで募集されているアルバイトなどの高額バイトは、犯罪に加盟させられる恐れがあります。絶対に応募しないでください！

**非行防止は家庭から！**  
家庭は最も身近な社会です。社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。また、子どもたちが犯罪に加盟させられるケースが増加していますので、子どもの様子に関心を持ってあげてください。

**ペアレンタルコントロールを活用しましょう！**  
子どもが使用するスマートフォンやゲーム機にペアレンタルコントロールを設定して、利用状況を確認したり、設定の制限をすることでネット上のトラブルから守りましょう。

保護者の皆様へ

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

## 消費生活相談 Q&A

「+」から始める  
国際電話番号の注意！

商工観光係  
19番窓口  
☎ 77-8388

**Q** 電話に「+」記号からの着信があり出たところ、代金収納会社を名乗る男性に「未納料金が20万円あり、支払わなければ提訴する」と言われた。自分に未払い料金は思い当たらないのですが、電話を切ったが大丈夫か？

**A** 最近「+」のつく海外からの国際電話番号を悪用した不審電話が増加しています。心当たりのない国際電話は、詐欺の可能性が高いので絶対に個人情報伝えず、すぐに電話を切ることも大切です。固定電話は、国際電話不取扱受付センターにて無料で利用休止申請が可能です。携帯電話端末は、キャリア別国際電話を着信拒否することができます。困ったときは消費生活相談窓口にご相談ください。

## 美幌町消費生活センター

☎・FAX  
72-0366

受付時間  
月～金曜日  
(祝祭日を除く)  
午前10時～  
午後4時

津別町消費生活  
トラブル2023  
靈感商法トラブルについて  
の法改正編

津別町消費生活  
トラブル2023  
相談事例編